

# 工事等の入札・契約に関する意見書

平成22年3月

札幌市入札・契約等審議委員会



# 平成 21 年度札幌市入札・契約等審議委員会意見書

## 1 適切な競争の促進について

札幌市は、入札における競争性を高めるため、平成 20 年 10 月以後に告示した予定価格が 250 万円を超える工事及び予定価格が 100 万円を超える工事に係る設計等の委託業務について、原則として全件一般競争入札とした。

そのため、平成 21 年度は、全ての入札について原則的に一般競争入札が適用された初めての年であり、統計資料にもこれまでとは違う傾向が見られた。例えば、入札参加者数の増加、落札率の低下等があり、競争性が向上していることが確認できた。

しかし、一部の工種、等級については、入札参加者数の増加は見られず、また、他の工種と比べて落札率が高いという事例も見られた。さらに、測量業務の事例であるが、ひとつの入札に 100 者近くが参加するという、極端な事例も確認された。

入札参加者数が少ない工種、落札率が高い工種については、まだ競争性を向上させる余地があると言える。また、入札参加者数が極端に多い等の現象が見られる工種、業種については、過当競争になっている恐れがあるので、適切な競争が行われているか否か検証する必要がある。このため、適切な競争が行われるように入札参加条件を整えるためには、現状を的確に把握し、分析することが最も重要である。

については、適切な競争を促進するため、次のとおり提言する。

入札制度の運用状況について、傾向の把握と分析を継続し、適切な競争参加条件のあり方について検討すること。

過度な競争が行われている工種、業種については、発注時期や発注方法等を工夫し、適切な競争が行われるように配慮すること。

## 2 公共工事における品質確保の促進について

平成 21 年 3 月に当委員会が提出した意見書において、工事の品質確保を促進する観点から、成績重視型入札を拡充するよう提言を行った。

これを受けて札幌市は、平成 21 年度の工事の入札において、前年度と比較して倍以上の成績重視型入札を実施し、その検証結果では、これらの工事を施工した業者の多くは、しゅん功後の検査において高い工事成績評定点を得ており、品質確保の面で非常に効果的であるとしている。

公共工事については、競争性の向上による価格の安さのみならず、その成果物の品質を確保することも非常に重要である。については、これまでの取り組みが継続されるよう、次のとおり提言する。

工事の品質を確保するため、成績重視型入札の拡充を継続すること。

## 3 予定価格の公表時期について

予定価格の公表時期について、平成 21 年 3 月に当委員会が提出した意見書において、事前公表では一部の工種で高落札率が確認されること、無積算業者の入札参加が懸念されること等の理由から、一部の工事の予定価格について事後公表を試行導入することを検討し、結果について検証するよう提言を行った。

これを受けて札幌市は、工事の予定価格の事後公表を約 200 件の案件で試行実施した。その結果を検証したところ、予定価格の公表時期の違いによる落札率の高止まりは確認されなかった。

また、予定価格事前公表の案件では約 3 割でくじ引きが発生しているのに対し、予定価格事後公表の案件ではくじ引きがほとんど発生していないことがわかった。これは、入札参加者が事前公表された予定価格のみを参考に入札額を決定するのではなく、各業者が実状に応じ

て積算を行った上で入札に参加した結果ではないかと考えられる。

以上の予定価格事後公表の試行結果を踏まえ、次のとおり提言する。

工事の予定価格の事後公表については、無積算業者等の排除やくじ引き対策として一定の効果があることから、全面実施について早急に検討すること。

#### 4 くじ引き対策について

最近の札幌市の工事及び工事に係る業務の入札において、くじ引きの発生率が非常に高くなっているという問題が指摘されている。

入札におけるくじ引き自体は法令に基づいた正当な手続きであり否定されるものではないが、その状況が極端だとすれば、何らかの対策が必要である。

工事におけるくじ引き対策として、建築工種、土木工種、管工種及び下水道工種については、最低制限価格率を小数点第2位まで求める方式を導入している。この方式は、入札参加者にとってはより精度の高い積算が必要である。このため、前述した予定価格の事後公表と合わせ、この方式を全ての工種に適用すれば、くじ引き対策として更に高い効果が期待できるものと考えられる。

工事に係る業務については、既に全件予定価格の事後公表を実施している。しかし、積算が比較的容易であることや、最低制限価格率が70%と定率になっていたことから、最低制限価格でのくじ引き発生率が非常に高くなっていた。

業務の最低制限価格の算出方法については、平成22年2月に札幌市最低制限価格運用要領の改正が行われ、これまで定率で算出されていた最低制限価格が、工事のように積算体系に応じて算出する方式に改正された。これによりある程度くじ引きは減少するのではないかと予想されるが、工事同様、最低制限価格率を小数点第2位まで求める方

式にすることで、入札に参加する業者にはこれまで以上に正確な積算が求められるようになり、状況は改善するものと考えられる。

以上の理由により、次のとおり提言する。

全ての工事及び工事に係る業務の最低制限価格率を、小数点第2位まで求めることについて検討すること。

工事に係る業務について、最低制限価格の算出方法を変更したことによりどのような影響があるか、入札結果の検証を行うこと。

